

○各所修繕費および雑運営費で施行できる補修工事の範囲 に関する通達

昭和38年2月11日

海幕監第694号

海上幕僚監部経理補給部長から航空集団司令官・各地方総監・教育航空集団司令・海上自衛隊各学校長・海上自衛隊各地区病院長あて

関連文書：経発監第150号（37.12.17）

標記については、従来、才入才出予算科目表の説明が簡潔なため、標題の科目と施設整備費の関係が明瞭でなかつたので、今回、経理局長から別添のとおり、各所修繕費及び雑運営費で施行できる補修工事の範囲を示されたので、今後は、この趣旨に沿って予算の適正な執行を計るよう努められたい。

なお、関連文書による補修工事の範囲のうち、一部のものにつき明細を下記のとおり定められたので、命により通達する。

記

- 1 修繕工事に伴う「改良工事及び模様替工事における維持管理上、最小限妥当と認める程度」とは、改良又は模様替工事等により建物等の延坪数を増加させるか、あるいは、これに類する工事を含まないものであること。
- 2 単独に行なう軽微な模様替工事における「軽微な」とは、原則として、建物等の国有財産台帳価格の30%以下で、かつ、工事費が50万円以下のものであつて、延坪数を増加させるか、あるいは、これに類する工事を含まないこと。

経発監第150号

37・12・17

海上幕僚監部経理補給部長殿

経理局長

各所修繕費および雑運営費で施行できる補修工事の範囲について

標記については、予算科目の取扱に関し解釈に疑義があつて従来からその運用上適用範囲につき明確でない分野もあり殊に施設整備費によつて施行する補修工事との関係上明瞭でない点もあつたので今後はこれが執行について別紙により処理することとされたい。

別 紙

各所修繕費および雑運営費で施行できる補修工事の範囲について

1 各所修繕費で施行できる範囲

(1) 純然たる修繕工事

建物その他の建造物、通信施設（物品として取扱うものを除く。）、浮さん橋、浮標等（以下「建物等」という。）の減耗を回復して、その原形に近づかせるために行なう工事であつて、当該建物等の効用を増加させる程度のものでないこと。

(2) 修繕に伴う改良工事

建物等の原形を変更せず財産の能率若しくは能力を高め又は耐用年数を増加させるための工事即ち質を向上させる工事であるが、この場合はどこまでも修繕が主であり改良が従でなければならず、かつ維持管理上最小限妥当と認める範囲内であること。

(3) 軽微な模様替工事

イ 修繕に伴う模様替工事

建物等の構造部である壁、柱、屋根および他の構造部を変更するために行なう工事であるが、どこまでも修繕が主であり、模様替が従でなければならず、かつ建物等の価値又は効用を増加させない程度のものであるか又は維持管理上最小限妥当と認める範囲であること。

ロ 軽微な模様替工事

建物等の構造部である壁、柱、屋根および他の構造部を変更するために単独に行なう工事であるが、どこまでもその範囲は建物等の価値又は効用を増加させない程度であるか、又は当該建物等の維持管理上最小限妥当と認める程度であること。

(4) 移築工事

ハットメント等仮設物に類するものの設置場所を移設し、その原形に近づかせる工事であつて、当該仮設物に類するものの効用を増加させる程度のものでないこと。

2 雑運営費で施行できる範囲

雑運営費のうち飛行場施設の運営に必要な補修工事を施行できる範囲および警戒隊の運営に必要な道路の補修工事の範囲は、飛行場施設（飛行場所在の建物その他の建造物、通信施設、浮さん橋、浮標を除くその他の飛行場施設をいう。）および警戒隊の運営に必要な道路について、前項第1号純然たる修繕工事および第2号修繕に伴う改良工事で施行できる範囲について実施すること。